

食品等の表示・規格制度の見直しについて (取りまとめ)

平成１０年１０月２０日

農林物資規格調査会基本問題委員会

近年、食品等の表示・規格制度（ＪＡＳ制度）に関して、

消費者の嗜好・価値観が多様化し、消費者が自らの判断に従って商品選択を行うことへのニーズが高まるとともに、有機食品等新しい分野の食品の生産・流通が増大する中で、消費者、関係事業者から統一的な表示基準が求められており、これらの要望に積極的に対応していくことが必要となっていること

国際的には、ＷＴＯ協定の締結に伴い、基準・認証分野におけるコーデックス等国際規格への対応、整合化が要請されているなど、一層の国際化への対応が求められている情勢にあること

さらに規制緩和、民間能力の活用等の観点からの議論も、各方面で行われており、これらの課題への対応も検討していく必要があること

といった状況に鑑み、表示・規格制度についてのあり方を見直す必要性が認識され、今後の改革の方向を検討するために、平成９年９月１６日の農林物資規格調査会（ＪＡＳ調査会）において基本問題委員会が設置された。

本委員会では、７回にわたる審議を行うとともに、広く国民から寄せられた意見を踏まえて、別添のとおり、それらの幅広い意見を集約した取りまとめを行った。今後、本取りまとめをＪＡＳ調査会に報告することとなるが、本委員会としては、政府において本取りまとめについて早急に検討を行い、運用面の改善も含め、食品等の表示・規格制度の見直しにつき積極的に取り組むことを期待する。

目次

	頁
1 表示・規格をめぐる状況の変化 -----	3
（1）消費者の視点と食行動の変化	
（2）生産者・製造業者、流通業者からのニーズに対する対応	
（3）規制緩和、民間能力活用等行政改革の動き	
（4）国際化の進展	
2 表示・規格制度見直しの基本的方向 -----	5
3 表示制度の見直し -----	6
（1）表示対象品目の見直し	
（2）表示項目の見直し	
（3）食品横断的な表示基準の制定	
（4）表示基準の実効性を確保するための方策の強化	
（5）統一的な表示制度へ向けた取組み	
4 規格制度の見直し -----	7
（1）規格制度における国の役割	
（2）規格制定・改正の考え方	
（3）規格制定・改正手続きの透明性の確保	
（4）規格制度における「規格」の定義の見直し	
（5）規格の国際整合化の推進	
（6）性能に着目した規格の導入	
（7）他の法令に基づく基準等への引用	
5 適合性評価制度の見直し -----	10
（1）システム認証の積極的活用	
（2）自己適合表示の推進	
（3）民間認証機関の活用	
（4）認証機関と人材の育成	
6 表示・認証制度による地域食品等の振興 -----	11
（1）地域食品の再評価	
（2）地域食品等の認証の必要性	

1 表示・規格をめぐる状況の変化

近年、行政が広範な分野にわたり責任を持つことが期待される社会から、規制を必要最小限とし自己責任原則に重点を置く社会への移行が求められ、いわゆる事前規制型の行政から事後チェック型行政へ転換することが求められている。

また、国際的には、世界貿易機関（WTO）の下で「貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）」が発効し（1995年）、貿易の円滑化に向けて国際的に調和のとれた表示・規格制度の整備が重要となってきた。さらに、本年3月に開催されたOECD農業大臣会合におけるコミュニケでも、今後の各国の政策の方向として「国際ルールの枠組みの中で、食品安全規制の効果と信頼性の改善、原産地及び品質に関する基準の強化、及び消費者への情報の内容と利用可能度の改善により、消費者の関心に対して考慮を払うこと。」とうたわれているところであり、消費者に対する情報開示が一層重要となってきた。これに加え、国際的に重要な貿易物資である木材等の物資については、APEC等の国際会議の場で各国間の規格等の整合化が議論されてきているところである。

このような我が国の経済社会をとりまく状況の変化を踏まえ、食品等の表示・規格制度の今後のあり方について、見直しを進めていくことが必要である。

こうした中で最近、JAS規格不要論も含め、JASマークの意義が低下し時代の要請に十分対応していない等JAS規格制度に対する批判が寄せられている。

このような批判の原因としては、

JASマークを見て商品を購入している消費者が従来に比べ少なくなっていること。

技術の革新による品質レベルの向上の中で、事業者にとってもJASマークを付するメリットが薄れ、任意の制度とはいえ、JASの格付について実態的には事業者側に負担感があること。

新製品や新技術の開発に規格の改正が追いついていないこと。
等の事情があるものと考えられる。

表示については、その必要性が強調されてきている状況にあるが、従来の制度では食品の規格は表示の基準を定める基礎としての機能を果たしている。

食品等の表示・規格制度の見直しを検討するに当たっては、このような現在のJAS制度が抱えている課題に真正面から対処していくとともに、以下にあげる食品等をめぐる情勢に対処しうる仕組みが必要である。

（１）消費者の視点と食行動の変化

食品の消費形態は、ライフスタイルに応じた多様化が進行し、多様な食品を少量ずつ購入するという行動が進展する等の動きが高まっている。特に、食品の品質に関して、風味、鮮度等を重視する志向が高まると同時に、製品の原材料の輸入の増加もあって安全といった観点についても関心が高まってきている。女性の社会進出による家庭内での調理時間の短縮や高齢者、単身世帯の増加等から、消費者の食品に対する簡便性・利便性志向が強まり、調理済み食品の消費量が増加し、外食・中食の利用度も高まっている。

また、輸入された製品・原材料の増加や有機農産物、遺伝子組換え技術が導入さ

れた新しい分野の食品の生産・流通が増大しているため、食品に関するより多くの正確な情報が要求される傾向が強まっている。これに対応し、消費者にとってわかりやすい情報の提供（表示）と食品選択のための共通の物差し（規格）の整備が求められているところである。

木材については、住宅の耐震性や住宅内の化学物質の人体に対する影響等安全性に対する関心が高まってきており、これらに関する情報の提供が求められている。

このように、食品や原材料の生産から流通、川上から川下にわたり、特に消費者の視点が変化しており、表示・規格の分野においても改めてこの観点からの取り組みが必要である。

（２）生産者・製造業者、流通業者からのニーズに対する対応

これまでの規格制度は、品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化といった役割を果たしてきた。これに加え、近年青果物の原産地表示や有機食品の検査認証制度など、消費者及び生産・製造業者等の関心のある商品に関する事実、価値が正しく消費者に伝えられ評価されるための規格・表示制度の充実が強く望まれている。

また、農林畜水産物の輸入の増加は、製造業者や流通業者に製品・原材料の品質の多様化という影響をもたらしており、自らが望む品質のものを選択するために、表示・規格制度の対応が必要となっている。

さらに、現在、農産物、食品等の表示・規格は、様々な法律によりそれぞれ定められているが、生産者・製造業者、流通業者からは、生産、取引の合理化や表示するに当たっての利便性の観点から、表示・規格の両面で統一的で利便性のある基準の整備が求められている。

また、国際的に競争力のある農業生産が求められる中で、かつては全国各地で多く生産されていた地域食品等が、原料の供給難、生産効率の低さ等に伴い次第に減少しつつある。ブランドとして確立された商品など付加価値のあるものへの評価が高まる中で、地域食品等についても価値が高い特産品として再評価される動きもあり、生産者団体や地方自治体でこれらの生産への取り組みを支援していこうという努力も見られる。

（３）規制緩和、民間能力活用の推進等行政改革の動き

近年、我が国における経済社会の抜本的な構造改革を図り、国際的に開かれ、自己責任原則と市場原理に立つ自由で公正な経済社会としていくことを基本に、行政の各分野において規制緩和、民間能力の活用の推進等が一層求められている。

基準・認証制度の分野においても、ＩＳＯ（国際標準化機関）等の国際的な機関による、より透明かつ公正な基準に基づく運営を求めるルールが整備されつつある。

このような動きを踏まえ、検査検定業務の民間機関への開放、外国機関の受け入れ、自己確認の推進等を進めていくことが課題となっている。

（４）国際化の進展

経済のグローバル化が進行する中、1995年に成立したWTO体制の下で、TBT協定に基づき、合理的理由がない限り国内規格は国際規格（国際的に確立されたルール）を基礎とすることが義務付けられた。このような状況の中で、食品について

は、F A O / W H O 合同のコーデックス委員会によって採択された国際食品規格や各種の表示等に係るガイドラインが各国の国内での準拠基準となりつつあるほか、木材については、A P E C 等の国際会議の場で各国間の規格等の整合化が議論されてきているとともに、I S O において規格の制定作業が進められており、このように農産物や加工品の国際規格が貿易ルールとなる動きが一層強まってきている。

また、良質で安全な製品を供給するための品質管理に関する統一的な手法として、I S O 9 0 0 0（品質保証に関する国際規格）の取得やH A C C P（危害分析・重要管理点）方式の採用等が国際的な潮流となりつつあり、コーデックス委員会でもH A C C P方式に係るガイドラインが定められたところである。我が国の食品産業等においてもこのような国際規格に合わせた管理手法の導入が課題となっている。

2 表示・規格制度見直しの基本的方向

以上のような状況を踏まえ、消費者の視点と食行動の変化、生産者・製造業者、流通業者からのニーズへの的確な対応、規制緩和・民間能力の活用、国際化の進展等の観点から、食品等の表示・規格制度について以下のような基本的な方向で見直しをしていくことが必要である。

- (1) 消費者重視の流れや情報公開の要求の高まりに対応して、食品等の表示について、消費者、生産者・製造業者、流通業者等関係者にとって、より使いやすくわかりやすいものとなるよう、その内容を充実していく。
- (2) 規格については、不要となった規格の廃止を含む見直しを積極的に進めるとともに、規格の必要なものについては、速やかに対応する。また、多様化する食品供給、輸入食品の増大等に伴い、消費者、生産者・製造業者、流通業者等関係者にとっての共通の物差しや商品選択の基準として必要性が高まっている規格の、役割・機能（7ページ参照）を重視し、かつ、国際整合化の推進にも配慮した上で、規格制定の基準を策定する。
さらに、木材については建築基準の性能規定化に対応した取り組みを強化する。
- (3) 規格の定義（フォーマット）の見直しを行い、分析方法や品質システムの規格を制定するなど国際的な規格・基準の受け皿としての機能を果たすことができる仕組みを整備する。
- (4) 規格制定・見直しの手続きをできるだけ開かれたものとするとともに、関係者のコンセンサス形成のための仕組みを整備する。また、一定期間毎の規格見直しの制度を導入する。
- (5) 規制緩和と民間能力の活用の観点を踏まえ、適合性評価の仕組みを抜本的に見直し、国際的に整合性がとれ、内外に透明で、効率的・競争的な仕組みとして整備する。
- (6) 地域食品産業等の振興を図る観点から、地域食品等の表示・認証制度を整備する。

3 表示制度の見直し

本来、表示は製造業者の自己責任において適正になされるべきものであり、現行の品質表示基準は消費者の経済的利益を保護するための最低限のルールを定めて、事実に基づく的確な表示を義務づけているものである。一方で、上述したように、消費者の商品選択に役立つ適正な表示に対する国民の要求は高まっており、消費者、生産者・製造業者、流通業者等関係者の意見を踏まえ、民間と行政の責任分担にも留意しながら、現行の表示制度を見直す必要がある。

また、制度の運用に当たっては、表示事項は消費者にとって見やすく分かり易い表示となるよう配慮するべきである。

(1) 表示対象品目の見直し

例えば、菓子類等嗜好性の高い食品については、制度上はJAS規格を定めることができる品目ではあるが、実際には品質の基準等についてのコンセンサスを形成することが困難であることから、結果としてJAS規格が定められていないものが多い。しかしながら、このようなJAS規格の定められていない品目についても、その品目における基本的な情報については、消費者が自らの判断で選択できるように表示がなされることへの要望が高まっている。

このため、現行の品質表示基準制度を、JAS規格の制定の有無に関わらず、消費者が必要とする全ての品目について表示基準が制定できるような制度に改めることを検討する必要がある。

(2) 表示項目の見直し

食品等に対する消費者の関心は、経済的利益の保護の観点や、直接的に品質を表す事項だけではなく、どこで生産・製造されたものか、環境に配慮しているかどうか、容器包装がリサイクル可能かどうかなど、食品等の持つ様々な要素へ向けられつつある。

このため、原産地を始めとして、環境・リサイクルのように、品質や消費者利益の範囲との関係について議論のある項目についても、表示基準の整備対象とするか、検討することが必要である。

特に生鮮食料品の原産地の表示については、消費者、生産者の双方から強い要望があることを踏まえ、流通段階で適切な表示がなされるよう配慮しつつ、制度のあり方、運用について検討することが必要である。

また、加工品の原材料の原産地の表示については、特定の品目について消費者から要望が高い一方で、製造業者からは技術上あるいはコスト上困難な面があるという指摘があるが、品目毎の製造・流通の実態等を含めさらに検討することが必要である。

(3) 横断的な表示基準の制定

農林物資の種類を指定し、品目ごとに品質表示基準を作成する現行の制度では、新たに開発された食品の表示の適正化に的確に対応できない場合も考えられる。そこでコーデックスで定められている「包装食品一般表示基準」に準拠し、食品横断

的に一般的な表示のルールとして、食品の基本的な表示事項等に関する基準（表示の一般原則、例えば、成分表示の基準、国産原料使用表示等の基準）を定めることができるような仕組みの構築について検討すべきである。

（４）表示基準の遵守を確保するための方策の強化

現行の品質表示基準制度は、ＪＡＳマークの付された製品以外は、あくまで事業者の責任において表示させる制度であり、その表示の内容が正しいかどうかについて保証する制度とはなっていない。

このため、第三者が表示内容が適正であることを確認し、これを表示できるような認証制度を導入することについて、ＪＡＳ規格の認証制度との関連の議論も踏まえて検討すべきである。

また、品質表示基準に違反した者に対するペナルティを強化するなど、表示基準の遵守を確保するための措置についても別途検討すべきである。

（５）統一的な表示へ向けた取組み

食品の表示については、ＪＡＳ法その他、食品衛生法、計量法、栄養改善法等それぞれの制度の目的の観点から基準が制定されている。

しかし、消費者にとっては、表示の方法等が統一されていた方が表示の理解がしやすい。特に新しい食品についての表示等は統一的なものによらないと、消費者に混乱を招くおそれもある。また、表示を実施する生産者・製造業者、流通業者にとっては、現行の表示の基準は、必ずしもわかりやすいものとは言い難く、１つの基準を見れば表示に関する規制の全体がわかる方式である方が便利である。

このため、品質・公衆衛生・栄養表示・不当表示の観点を包含し、かつ新しい表示事項のニーズにも対応できるような統一的な食品表示の枠組みの導入について、既存の法制度及び省庁の所管にとらわれることなく、広い立場から検討すべきである。

４ 規格制度の見直し

国（行政）が定める規格は、全国レベルでの標準化を目的として策定されるものである。しかし、全国レベルの規格制度にどこまで国が関与すべきかは、規格制定の目的や規格制定の対象とする分野等、それぞれの事情を踏まえて判断されるべきである。その上で、食品等の規格制度を見直していくことが必要である。

（１）規格制度における国の役割

食品等の規格の制定については、完全に民間にまかせるべきという意見もあるが、業界自身ではコンセンサスの形成がなされにくい場合があること

規格の機能は、今後消費者の視点を重視しつつ進められるべき農林畜水産物の生産・流通の改善等の農林行政と密接な関係を有していること

国際規格の受け皿としての役割及び国内の消費、生産・製造、流通の実態を国際規格へフィードバックする役割は国が行うことが、国際協定との関係からも適

当であること
等、国が規格制定の役割を果たすことが効果的かつ効率的であることを否定できない。

したがって、国は引き続き関係者の間のコンセンサス形成や利害調整の枠組みを提供することにより、規格制度における役割を果たすとともに、民間の能力を十分に生かしていく工夫をすることが重要である。

（参考）規格の機能

品質の向上

生産の基準が明確になることにより、一定の品質の確保が図られ、また、この基準が高い水準に設定されると、当該商品全体の品質の改善、向上が図られる。

生産の合理化

多種類のものを少量ずつ生産するより、種類を少なくして生産量を多くした方が能率的であるが、規格が制定されることにより種類が整理され量産が可能となり、コストダウンにより生産効率が向上する。

情報の提供

規格及び表示は、製品の生産・流通・消費における共通の物差しとなり、取引において商品選択上必要な情報を売り手と買い手（一般消費者を含む。）の双方に伝達することにより、取引の単純化、公正化が図られ、コストが低減されるとともに、消費者の利益が守られる。

技術の普及

技術は、その関連する性能、測定方法等の規格化が進めば、需要者に対する普及が促進され、生産性の向上、技術の向上等が図られる。

強制基準における活用

規格は、行政目的を達成するために制定される強制基準等へ引用されることによって強制規格となり、規制を補完する。

（２）規格制定・見直しの考え方

消費、生産・製造、流通の共通の物差しであるという規格の性格上なるべく多くの食品等に規格が存在することが望ましいとする意見がある。一方、規格の新規制定に当たっては、万遍なく規格を制定するのではなく、例えば、

新規に開発されたもので品質の基準が必要とされる製品、
国内規格を整備することにより国際貿易上の競争力強化につながる製品、
環境保全に資する等生産の方法に特色があり生産行程を含めた基準が求められる製品、

その他特に対応が必要とされるものに重点を置くべきという意見もあり、規格の制定方針を定め、これに沿った運用を図っていくことが必要である。

また、既に定められている規格についても、

消費、生産・製造、流通の実態からの乖離を避けるため、一定期間ごとに全ての規格を見直すシステムを導入するとともに、状況変化に応じた臨機の規格改正も迅速に行っていくことが必要である。なお、見直しを行った際には、その実施について適切な猶予期間を設けるなど事業者の負担軽減に引き続き配慮していくことが必要である。

規格の見直しに当たっては、

ア その規格の機能に照らして適切に役割を果たしているかどうか

イ 消費者利益の保護の観点からの必要性

ウ 農林畜水産業の振興の方向、製造・流通両面についての食品産業・木材産業等の実態

等を考慮し、必要最低限の使い易く、分かり易いものとしていく方向で検討することが必要である。

さらに、検討の結果、既にその役割を達成した、あるいは生産量が著しく低下したと認められる品目の規格については、すみやかに廃止するべきである。

(3) 規格制定・見直し手続きの透明性の確保

規格の制定・見直し手続きについては、消費者モニターの活用などにより、広く一般消費者の声を規格に反映させる方策や、関係者の意見を迅速かつ円滑に汲み上げる方策を検討すべきである。さらに、規格制定・見直しの審議に関する情報を公開する措置を確立するなど、規格制定・見直しの手続きを、コンセンサス形成を十分図るための制度にしていくことが必要である。

(4) 規格制度における「規格」の定義の見直し

現行のJAS規格制度では、規格を「品質の基準及び表示の基準」と定義し、農林物資の種類を指定して、これについての規格を定めることとなっている。

本来、規格を定めることができる対象分野は「品質の基準及び表示の基準」以外にも様々なものが考えられるが、まず、農林物資について品質の向上を目指すという制度の制定当時の必要性からこのような制度とされたものと考えられる。

しかし、もはや、食品、木材の分野についても、このような「ものの規格」という制度当初の考え方のみでは、規格に対する現在のニーズに対応できなくなっている。

そこで、規格の制定に当たっては、従来の規格の定義にこだわらず、国際的なフォーマットを踏襲し、分析方法（成分の測定方法など）や品質システム（製造過程の基準など）等の規格も制定できる制度に改革する必要がある。

（注）工業標準化法（JIS法）は、日本工業規格（JIS）を制定する対象として、鉱工業品の種類、形式等の他に生産方法、試験・分析方法、技術に関する用語、記号、単位等を定めることができることとなっている。

(5) 規格の国際整合化の推進

WTO体制の下で、各国は国内規格を国際規格に合わせていくことが求められている。また、APECの場においても、規格や認証のシステムの国際整合化の議論が進められている。

このような状況を踏まえ、表示・規格の分野において、我が国の気候風土や、食文化や食習慣、伝統的な建築技法等に配慮しつつ、国際規格との整合化の推進等国際対応に一層重点を置いていく必要がある。

(6) 性能に着目した規格の導入

技術革新や製品の多様化への柔軟な対応等の観点から、T B T協定において「デザイン又は記述的に示された特性よりも性能に着目した製品の要件に基づく任意規格を定める」よう規定されており、「性能規定」の積極的導入が国際的な流れにある。我が国においても、今後、建築資材として利用される林産物規格の制定・見直しに当たっては、今後予定されている建築基準の性能規定化等の動きを踏まえつつ、強度、耐久性等の「材料の性能に着目した規格」の導入を進めていくことが必要である。

(7) 他の法令に基づく基準等への引用

基準認証の分野については、「経済構造の変革と創造のための行動計画フォローアップ（平成9年12月閣議決定）」等において、重複検査を廃し効率的な認証体制を実現することが要請されているところである。

このような状況を踏まえ、食品等に関連する各制度に基づく規格・基準の整合化を図り、規格の利用者にとって使いやすくする必要がある。さらに様々な行政目的を達成するために制定される強制基準（食品衛生法、建築基準法等に基づく規格基準）と連携させ、整合化された規格・基準を可能な限り相互に活用することにより、重複検査を排除し、国レベルにおける効率的な認証体制を実現する必要がある。

5 適合性評価制度の見直し

近年、適合性評価制度（製品やシステムが基準に適合しているかどうかを評価する仕組み）の分野を取り巻く環境は、I S O 9 0 0 0の導入・普及、規制緩和、民間能力の活用の観点からの民間検査機関の活用や自己確認の推進の要請等国際的にも国内的にも大きく変化している。

食品等の検査認証についても、製造工場の技術レベルの向上や品質管理体制の強化等の状況を踏まえ、以下のような観点を取り込むことにより、J A S規格制度における製品検査（格付）の位置付けを再検討することが必要である。

(1) システム認証の積極的活用

J A S規格制度では、食品や木材は、工業製品と異なり、品質の一定でない農業の一次産品等を原材料として使用することから、登録格付機関による事前の製品検査を行う制度として運営してきた。

しかしながら、近年、特に加工度の高い食品等を中心として、品質管理技術の向上に伴い、ものによっては工場の品質管理のシステムによって製品の品質の安定性がある程度確保されるものがでてきている。

このような中で、品質システムの認証の基準としてI S O 9 0 0 0等の基準が活

用されてきており、製造業者からもＪＡＳ工場の認定においてＩＳＯ９０００による認証の活用等による事業者負担の軽減の要望もある。

このような状況を踏まえ、一定の品質システムを導入している工場については、製品の検査を受けなくても製造業者がマークを付することができる等の仕組みが必要である。

なお、ＩＳＯ９０００等の基準を活用するか否かは各事業者の自主的判断に任されるべきものであるが、このような品質システムを導入することは事業者及び消費者双方にとってメリットがあると考えられることから、国として技術支援等を行っていくことが望まれる。

（２）自己適合表示の推進

自己責任社会への一層の移行という状況の中、製造業者が規格を用いて自らの責任で適合性を評価する自己確認（自己適合宣言）の国際的なルールとして自己適合宣言基準（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド２２）や自己適合宣言を行う際信頼できるデータを提供する試験所等の認定基準（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド２５）の整備等、自己適合宣言による表示に関するルールが整備されつつある状況にある。

このような動きを踏まえ、我が国においても、中間製品など品目の特性に応じて、自己適合表示を円滑に普及させるための制度の整備が必要である。

（３）民間認証機関の活用

適合性評価制度の見直しに当たっては、以下のような状況を踏まえ、民間能力を活用した認証業務の環境整備、相互承認への移行等を図るため、格付業務や工場の認定等の権限を国際的な基準を満たす内外の認証機関（民間会社を含む。）にも開放することが必要である。

民間における品質システム認証能力の向上が進んでいること、

TBT協定において、適合性評価手続き（第三者認証、自己適合等）について、ISOの定める指針や勧告の遵守等がなされている外国の認証機関についても受け入れるべきとされていること、

日本－EU間における相互承認協力協議等において各国の認証システムや審査結果を相互に認め合う相互承認の議論が進展していること、

「行政改革委員会最終意見（平成９年１２月）」等において基準認証分野において民間の高度な能力を活用すべきとされており、このような観点からの見直しが求められていること。

（４）認証機関と人材の育成

以上のような各種の措置を導入するに当たっては、システムの認証能力を有する認証機関の育成と工場における高度な品質システムの円滑な導入のための人材の育成を図る必要がある。

6 表示・認証制度による地域食品等の振興

(1) 地域食品等の再評価

伝統的な製法や地域の原材料を使用した食品等の中には、付加価値があるものとして消費者により評価されているものもあり、また、生産者や生産者団体、さらには地方自治体の中で地域食品等を特別に価値あるものとして定着させるための認証制度や表示面での模索が行われているところである。

(2) 地域食品等の認証の必要性

このような中で、オリジナルな食品の製造など地域の経済的な活動を推進し、農山村地域の活性化を図り、ひいては伝統的な食生活・食文化を守るという観点から、地域食品等が地域の独自性を強調することによって多様化した消費者の嗜好に対応し特別に価値あるものとして定着していくよう、地域食品等の表示・認証の仕組みを支援構築することが必要である。